

おくやみハンドブック



豊中市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

豊中市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

豊中市役所 06-6858-5050（総合コールセンター）

事前準備について

豊中市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について (51ページ参照)

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト (4～6ページ参照)

該当する手続きをご確認ください。詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちのうえ、豊中市役所へお越してください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表者および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証

※加入者が亡くなられたときは、葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬儀代の領収書など）

- 介護保険被保険者証
- 基礎年金番号が記載されているもの
(年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など)
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

本人確認書類について

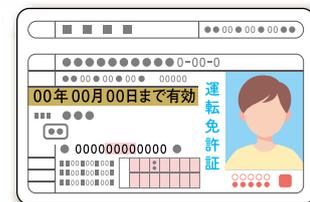
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

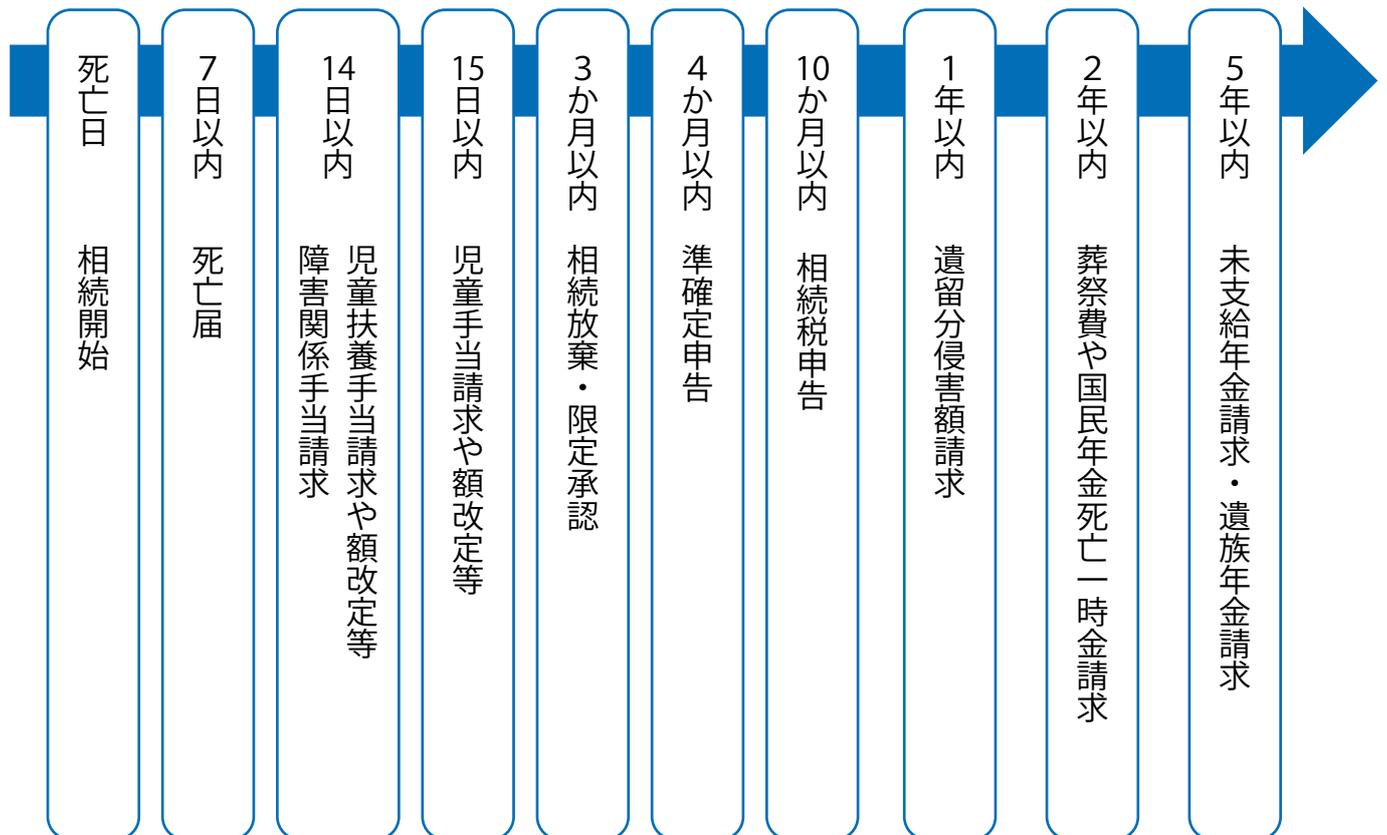
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



死亡届ご提出後の流れ

【埋火葬許可証】

死亡届のお届け時に埋火葬許可証を発行します。
死亡届を休日・夜間に受け付けた場合は、本籍地等の確認ができないため、死亡届に記入されたとおり埋火葬許可証を発行します。
修正が必要な場合は、市民課戸籍係へお越してください。
※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

【住民票・除住民票の写しの請求について】

住民票・除住民票の写しは住所地の市区町村へご請求ください。
住所が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の翌日（閉庁日含まず）から交付できます。

【戸籍の証明書の請求について】

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）などは本籍地の市区町村へご請求ください。
本籍が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の2～3日後（閉庁日含まず）から交付できます。

各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

| 区分 | ☑ | 該当事項 | 詳細ページ |
|--------|--------------------------|--|-------|
| 住民登録 | <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カードを持っていた | P.7 |
| | <input type="checkbox"/> | 世帯主が亡くなった | P.8 |
| | <input type="checkbox"/> | 印鑑登録をしていた | |
| 保険 | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった | P.9 |
| | <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療保険に加入していた | P.10 |
| | <input type="checkbox"/> | 重度障害者医療費助成を受給していた | P.11 |
| | <input type="checkbox"/> | 指定難病などの医療受給者証を持っていた | P.12 |
| | <input type="checkbox"/> | 被爆者健康手帳を持っていた | |
| 年金 | <input type="checkbox"/> | 年金に関する手続き | P.13 |
| 税金 | <input type="checkbox"/> | 市・府民税が課税されていた | P.14 |
| | <input type="checkbox"/> | 固定資産を所有していた | P.15 |
| | <input type="checkbox"/> | 未登記家屋を所有していた | |
| | <input type="checkbox"/> | 市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を口座振替により納付していた | P.16 |
| | <input type="checkbox"/> | 市税の納付が済んでいない | |
| | <input type="checkbox"/> | 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた | P.17 |
| 介護保険 | <input type="checkbox"/> | 65歳以上または介護認定を受けていた | P.18 |
| | <input type="checkbox"/> | 要介護認定の申請中だった | |
| 福祉(障害) | <input type="checkbox"/> | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた | P.19 |
| | <input type="checkbox"/> | 大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者の保護者が亡くなったとき | |

各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

| 区分 | ☑ | 該当事項 | 詳細ページ |
|--------------------------|---|--|-------|
| 福祉 (障害) | <input type="checkbox"/> | 大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき | P.20 |
| | <input type="checkbox"/> | 大阪府障害者扶養共済制度に加入している扶養共済年金受給者が亡くなったとき | |
| | <input type="checkbox"/> | 障害児福祉手当を受給していた | P.21 |
| | <input type="checkbox"/> | 大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた | |
| | <input type="checkbox"/> | 特別障害者手当を受給していた | P.22 |
| | <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当を受給していた | P.23 |
| | <input type="checkbox"/> | 緊急通報装置、福祉電話の貸与がある方 | P.24 |
| | <input type="checkbox"/> | 障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた(受給者証をお持ちの方) | |
| こども | <input type="checkbox"/> | 児童手当を受給していた | P.25 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童手当支給対象の児童だった | |
| | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当を受給していた | P.26 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当支給対象の児童だった | |
| | <input type="checkbox"/> | 子ども医療費助成を受給していた | P.27 |
| | <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭等医療費助成を受給していた | |
| | <input type="checkbox"/> | 児童が認可保育施設に在籍している | P.28 |
| | <input type="checkbox"/> | 小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ) | |
| | <input type="checkbox"/> | 就学援助申請者の方 | P.29 |
| | <input type="checkbox"/> | 特別支援教育就学奨励費申請者の方 | |
| <input type="checkbox"/> | 豊中市奨学費貸付申請者(高等学校などに在学の子)の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ) | P.30 | |

| 区分 | ☑ | 該当事項 | 詳細ページ |
|-------------|--------------------------|-----------------------------|-------|
| こども | <input type="checkbox"/> | 障害児通所支援受給者証をお持ちの方 | P.30 |
| 上下水道 | <input type="checkbox"/> | 上下水道を使用していた | P.31 |
| | <input type="checkbox"/> | 下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯 | |
| | <input type="checkbox"/> | 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた | P.32 |
| | <input type="checkbox"/> | し尿くみ取り式のトイレを使用していた | |
| 市営住宅 | <input type="checkbox"/> | 契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族 | P.33 |
| | <input type="checkbox"/> | 契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方 | |
| | <input type="checkbox"/> | 市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方 | P.34 |
| その他 | <input type="checkbox"/> | 浄化槽を使用している方 | P.35 |
| | <input type="checkbox"/> | 犬を所有している方 | |
| | <input type="checkbox"/> | 農地を相続された方 | P.36 |
| | <input type="checkbox"/> | 森林を相続された方 | |
| | <input type="checkbox"/> | 家財整理をしたい | P.37 |
| | <input type="checkbox"/> | 道路または水路用地を占有していた | P.38 |
| その他の問い合わせ窓口 | <input type="checkbox"/> | 専門相談について | P.39 |
| | <input type="checkbox"/> | ご遺族のこころの相談について | |
| | <input type="checkbox"/> | 納骨について | |
| | <input type="checkbox"/> | 空き家について | P.40 |
| | <input type="checkbox"/> | 問い合わせ先が不明な場合 | |

世帯主が亡くなった

手続き 新世帯主の届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 世帯主が亡くなられて、その世帯に15歳以上の方が2名以上いる場合は、世帯主変更の届出が必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 新世帯主または同一世帯員 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 市民課 市民窓口係 第一庁舎1階6～9番窓口 ☎ 06-6858-2201 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって自動的に廃止されます。 印鑑登録証（カード）は無効となりますので、市役所に返却いただくか、ハサミなどで裁断して破棄してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード） | 市民課 市民窓口係 第一庁舎1階10～15番窓口 ☎ 06-6858-2201 |

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった

手続き① 保険証および各種認定証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 ※ 国民健康保険の世帯主（納付義務者）が亡くなられた場合は、その世帯の加入者全員の被保険者証も必要 | 保険相談課 保険加入係 第二庁舎2階201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。 |

手続き② 葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※郵送での申請も可能です。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年間 |
| | 手続き可能な人 葬祭執行者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 葬儀代の領収書（宛名フルネーム） <input type="checkbox"/> 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証（返還済みの場合は不要） | 保険給付課 給付係 第二庁舎2階203番窓口 ☎ 06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。 |

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証および各種認定証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 保険相談課 保険加入係 第二庁舎2階201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

手続き② 葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年間 |
| | 手続き可能な人 |
| | 葬祭執行者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 葬儀代の領収書(宛名フルネーム) <input type="checkbox"/> 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証(返還済みの場合は不要) | 保険給付課 給付係 第二庁舎2階203番窓口 ☎ 06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

2. 保険に関する手続き

重度障害者医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 医療証を交付していた対象者が亡くなられた場合、その対象者の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 【医療証返還】 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 障害者医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 保険給付課 給付係 第二庁舎2階203番窓口 ☎06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

指定難病などの医療受給者証を持っていた

手続き 医療受給者証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| <p>医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって失効となりますので、医療受給者証の返還および受給資格喪失届の提出が必要です。</p> <p>※医療機関への支払い手続きが終了してから返還してください。</p> | <p>すみやかに</p> |
| | <p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族の方等</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p><input type="checkbox"/> 医療受給者証（原本）</p> <p><input type="checkbox"/> 受給資格喪失届</p> | <p>医療支援課 難病支援係 豊中市保健所1階 ☎ 06-6152-7402</p> |

被爆者健康手帳を持っていた

手続き 被爆者健康手帳の返還・葬祭料支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| <p>被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、被爆者死亡届の提出が必要です。</p> <p>被爆者死亡届をご提出いただくと、広島市または長崎市への死没者名簿への登録が自動的に行われます。また、葬祭料がその葬祭を行う方に支給されます。</p> <p>ただし、死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかでない場合は、支給されません。</p> | <p>すみやかに</p> <p>葬祭料の支給は5年以内</p> |
| | <p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族の方・葬祭執行者</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>お問い合わせください。</p> | <p>医療支援課 難病支援係 豊中市保健所1階 ☎ 06-6152-7402</p> |

3. 年金に関する手続き

①公的年金を受給している ②年金（国民・厚生・共済組合）に加入中

①、②に該当の方は、故人の基礎年金番号を確認し、必ず年金事務所にどのような手続きが必要かお問い合わせください。

【問い合わせ先】日本年金機構 豊中年金事務所 06-6848-6831
ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

右のQRコードで確認して
いただくことも可能です。



日本年金機構
「身近な方が亡くなったとき」

年金事務所の案内に基づき、次に該当する年金は各窓口でお手続きください

下記手続きについては、日本年金機構が窓口になります

- 未支給年金（故人が老齢厚生・老齢基礎年金、
遺族厚生年金、障害厚生年金を受給していた）
- 遺族厚生年金（故人が厚生年金に加入中）

下記手続きについては、保険相談課国民年金係が窓口になります

保険相談課 国民年金係：06-6858-2264

- 未支給年金（故人が障害基礎年金または遺族基礎年金を受給していた）
- 死亡一時金（故人が国民年金に加入中）
- 遺族基礎年金（故人が国民年金に加入中）
- 寡婦年金（故人が国民年金に加入中）

農業者年金に係る手続き

住所地のJAまたは農業委員会事務局、農業者年金基金へお問い合わせください。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 06-6858-2490
農業者年金基金 03-3502-3945

4. 税金に関する手続き

市・府民税が課税されていた

手続き 市・府民税に関する相続人代表者指定届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| <p>亡くなられた方に市民税・府民税が課税されている場合、市民税・府民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。また、亡くなられた方に課税されている市府民税を相続人の代表者に納付していただくこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p> | <p>相当な期間（おおむね3か月）</p> |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人代表者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類 | 市民税課 普通徴収係 第一庁舎2階 税総合窓口 ☎ 06-6858-2131 |

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き 固定資産に関する相続人代表者（現所有者）指定届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| <p>亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者（現所有者）に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者（現所有者）になれるのか「相続人代表者指定届兼現所有者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。法務局での相続登記が年内に完了する場合は、固定資産税課への届出は不要です。</p> <p>※令和6年4月1日から不動産の相続登記申請が義務化されます。義務化されると、相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。（令和6年4月1日以前に開始した相続も、登記申請義務化の対象になります。）詳しくは法務局にお問い合わせください。</p> | <p>相続が発生した年内</p> |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人代表者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者（現所有者）となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者（現所有者）となる方が、市外在住の場合または市内在住であっても亡くなられた方と別世帯の場合は、戸籍謄本の写し、本人確認書類等</p> | <p>固定資産税課 課税総括係 第一庁舎2階 212番窓口 ☎ 06-6858-2150</p> <p>相続登記についてのお問合せ 大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342</p> |

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の名義変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| <p>法務局に登録されていない家屋については、固定資産税課に「未登記家屋所有者変更届」を提出するか、大阪法務局池田出張所に新たに登記することで、所有者の変更ができます。</p> | <p>相当な期間（おおむね3か月）</p> |
| | 手続き可能な人 |
| | 当該物件を相続される方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>お問い合わせください。</p> | <p>固定資産税課 課税総括係 第一庁舎2階 212番窓口 ☎ 06-6858-2150</p> <p>登記についてのお問合せ 大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342</p> |

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を口座振替により納付していた

手続き 口座振替停止の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| <p>亡くなられた方の口座の凍結により振替ができなくなる可能性があるため、口座振替を停止し、納付書による納付に切り替える手続きが必要となります。</p> | なし |
| <p>※手続きは電子申込システムでも可能です (右のQRコードを読み取り)</p>  | <p>手続き可能な人</p> <p>同一世帯員または親族</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p><input type="checkbox"/> 納税通知書などの「お問い合わせ番号」がわかる書類</p> | <p>税務管理課 収納管理係 第一庁舎2階 212番窓口 ☎ 06-6858-2170</p> |

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| <p>亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付してください。</p> | <p>納税通知書に記載の納付 期限まで</p> |
| | <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p><input type="checkbox"/> 納税通知書</p> | <p>債権管理課 第一庁舎2階 214番窓口 ☎ 06-6858-2161</p> |

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車の手続きまたは相続人への名義変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 | 亡くなった日から30日以内 |
| | 手続き可能な人 ①相続人 ②相続人と同居の家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合は、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書または異動手続きの案内書類 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 | 市民税課 諸税係 第一庁舎2階 税総合窓口 ☎ 06-6858-2153 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 保険相談課 保険加入係 第二庁舎2階 201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

要介護認定の申請中だった

手続き 介護認定申請取下げ

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 認定調査前に亡くなられた場合や、介護サービスの使用が無い場合は、申請していた介護認定の取り下げをしてください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | 要介護認定の申請を行った方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| お問い合わせください。 | 長寿安心課 介護認定係 第二庁舎 1階 103番窓口 ☎06-6858-2834 |

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、手帳を返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2746 |

大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者の保護者が亡くなったとき

手続き 年金給付請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 加入者が障害者の生存中に、死亡または身体に著しい障害を有することとなった場合に給付します。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 加入者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 障害者および年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金加入証書 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2746 |

大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき

手続き 弔慰金請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が亡くなられた場合、または加入者と障害者が同時に亡くなられた場合は、加入期間に応じて弔慰金を支給します。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 加入者の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 年金加入証書 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2746 |

大阪府障害者扶養共済制度に加入している扶養共済年金受給者が亡くなったとき

手続き 扶養共済年金受給者の変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 年金管理者や年金受給権者（障害者）が亡くなられた場合、届出が必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 年金受給者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 年金加入証書 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2746 |

6. 福祉（障害）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎1階 102番窓口 ☎06-6858-2232 |

大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた

手続き 資格喪失届または死亡届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方が大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎1階 102番窓口 ☎06-6858-2232 |

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232 |

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書（ピンク色の紙） <input type="checkbox"/> 両親の一方が死亡した場合は戸籍謄本および新受給者名義の銀行通帳、未払い分の手当がある場合は子の銀行通帳 <input type="checkbox"/> 新受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎1階 102番窓口 ☎06-6858-2232 |

【児童が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎1階 102番窓口 ☎06-6858-2232 |

緊急通報装置、福祉電話の貸与がある方

手続き 緊急通報装置、福祉電話の撤去・返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 亡くなられた方が緊急通報システム等を利用されていた場合は、返還届が必要です。 | 亡くなった日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2746 |

障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた（受給者証をお持ちの方）

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 | 障害福祉課 相談支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2224 |

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給事由消滅・未支払手当請求・新規認定請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要です。 | 原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 新受給者の口座番号 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎3階 307番窓口 ☎06-6858-2269 |

児童手当支給対象の児童だった

手続き 受給事由消滅または額改定(減額)の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 児童手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給事由消滅または額改定(減額)につき、手続きが必要です。 | 原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 受給者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎3階 307番窓口 ☎06-6858-2269 |

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月分までの手当が支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。 | 原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族など |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329 |

児童扶養手当支給対象の児童だった

手続き 資格喪失または額改定（減額）の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 児童扶養手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給資格喪失または額改定（減額）につき、手続きが必要です。 | 原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 受給者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329 |

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 医療費助成を受給している方の保護者が亡くなられた場合は、世帯員の変更の手続きが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 子どもの医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2269 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。 |

ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| ひとり親家庭等医療費助成の医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成の医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 | 子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329 |

児童が認可保育施設に在籍している

手続き 内容変更などの手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|----------------------------------|--|
| 利用中の保育施設または子育て給付課入所入園係にお知らせください。 | なし |
| | 手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 子育て給付課 入所入園係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2252 |

小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ)

手続き 保護者代理申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 次に保護者となる方が保護者代理申請を行ってください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 次に保護者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類 | 学務保健課 学務保健係 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553 |

7. 子どもに関する手続き

就学援助申請者の方

手続き 就学援助変更申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 次に保護者となる方が就学援助変更申請を行ってください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 次に保護者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類 | 学務保健課 学務保健係 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553 |

特別支援教育就学奨励費申請者の方

手続き 特別支援教育就学奨励費変更申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 次に保護者となる方が特別支援教育就学奨励費変更申請を行ってください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 次に保護者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類 | 学務保健課 学務保健係 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553 |

豊中市奨学費貸付申請者(高等学校などに在学の子)の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ)

手続き 豊中市奨学費変更申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 次に保護者となる方が豊中市奨学費貸付申請を行ってください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 次に保護者となる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の実印 <input type="checkbox"/> 3か月以内に発行された印鑑登録証明書 | 学務保健課 学務保健係 第一庁舎6階 607番窓口 ☎06-6858-2553 |

障害児通所支援受給者証をお持ちの方

手続き 障害児通所支援受給者証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 障害児通所支援受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害児通所支援受給者証 | おやこ保健課 保健企画係 豊中市岡上の町2丁目1番 15号 すこやかプラザ1階 ☎ 06-6858-2285 |

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---------------------------------------|
| 亡くなられた方が使用者名義人の場合、水道使用中止届または名義変更・支払方法の変更手続きが必要です。 | 死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 |
| | 手続き可能な人 親族または同居者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| お問い合わせください。 | 上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931 |

下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯

手続き 世帯人数の変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---------------------------------------|
| 井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 | 死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 |
| | 手続き可能な人 親族または同居者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| お問い合わせください。 | 上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931 |

下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 受益者変更届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| お問い合わせください。 | 上下水道局お客さまセンター 給排水サービス課 ☎06-6858-2961 |

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|-------------------------|
| 亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または世帯人数の変更手続きが必要です。 環境指導課へご連絡ください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 環境指導課 ☎ 06-6858-2278 |

9. 市営住宅に関する手続き

契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族

手続き 入居名義人の変更、入居者の地位の承継

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 入居名義人が亡くなった場合、市営住宅入居名義人変更承認申込書を提出してください。 ただし、入居者の地位の承継は、公営住宅法により承認できる範囲が限られているので、申込みされる前に必ず市営住宅募集・管理センターにご相談ください。 ※この承認を受けずに放置すると、住宅を退去していただくことになります。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 同居者、相続人等 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 収入証明 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑証明など ※手続きにより異なります。 | 市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395 |

契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方

手続き 市営住宅返還届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 市営住宅を退去する場合は、市営住宅返還届が必要です。返還日の5日前までに、市営住宅募集・管理センターへ連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 同居者、相続人等 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 収入証明 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑証明など ※手続きにより異なります。 | 市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395 |

市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方

手続き 同居者異動届の提出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた場合は、市営住宅募集・管理センターへ同居者異動届を提出してください。 ※市民課や出張所での手続きとは別に、市営住宅募集・管理センターへの届出が必要です。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 入居名義人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 収入証明 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑証明など ※手続きにより異なります。 | 市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395 |

MEMO

10. その他の手続き

浄化槽を使用している方

手続き 利用者変更または廃止

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 浄化槽管理者（所有者）が亡くなられたために浄化槽の所有者を変更する、または浄化槽の使用を廃止する場合、届出が必要です。 | 変更した日または廃止した日から30日以内 |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| なし | 【浄化槽管理者（所有者）変更の場合】 新浄化槽管理者（所有者） 【浄化槽の使用を廃止する場合】 どなたでも可 |
| | 問い合わせ先 |
| | 保健安全課 生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321 |

犬を所有している方

手続き 所有者の変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 犬の所有者の変更があったときは届出が必要です。市ホームページの電子申込システムからも手続きが可能です。 | 変更した日から30日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 犬の新しい所有者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 登録番号がわかるもの ※登録番号がマイクロチップ番号（15桁）の場合は「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で手続きをしてください。 ※他市へ転出する場合は、転出先の自治体にご相談ください。 | 保健安全課 生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321 |

農地を相続された方

手続き 農地を相続したことの届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 相続により農地の権利を新たに取得した方は、相続した農地の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。 | 農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内 |
| | 手続き可能な人 相続した方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 相続登記済の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 農業委員会 第一庁舎4階 402番窓口 ☎06-6858-2490 |

森林を相続された方

手続き 森林を相続したことの届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 相続により森林の土地を新たに取得した方は、相続した森林の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。 | 土地の所有者となった日から90日以内 |
| | 手続き可能な人 相続した方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <input type="checkbox"/> 相続登記済の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 | 農業委員会 第一庁舎4階 402番窓口 ☎06-6858-2490 |

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き① 亡くなった方のごみの処理（収集）

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--------------------------------------|
| ごみ収集の依頼（有料）は粗大ごみ受付センター（0570-666-861）（06-6486-0530）までお申し込みください。 | — |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族など |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 亡くなられた方が生活保護制度を利用していた場合は、右記へお問い合わせください。 | 家庭ごみ事業課 臨時ごみ業務係 ☎ 06-6843-3513 |

手続き② 亡くなった方のごみの処理（持込）

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| ごみの持込（有料）は事前予約制です（日時指定・搬入できる人、車両等に条件あり）。 クリーンランド臨時ごみ予約受付（06-6841-4498）で7日前から申し込みできます（日曜・年末年始期間除く）。 ※上限に達した時点で受付は終了します。 ※インターネットでの予約はできません。 ※2トン車以上での搬入の際は、クリーンランド職員がごみ排出場所の確認にお伺いさせていただく場合もあります。 | — |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| クリーンランド臨時ごみ予約受付または右記へお問い合わせください。 | 豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課 搬入指導係 ☎ 06-6841-5394 |

道路または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の変更手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| <p>道路占有名義変更の届出または法定外公共物占有許可の占有者地位承継の届出を行ってください。</p> <p>添付書類として、位置図と変更事項の事実を証する書類が必要です。</p> | <p>なし</p> |
| | <p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>【道路占有名義変更の届出】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占有名義変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図</p> <p><input type="checkbox"/> 変更事項の事実を証する書類</p> <p>【法定外公共物占有許可の占有者地位承継の届出】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物占有者地位承継届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図</p> <p><input type="checkbox"/> 変更事項の事実を証する書類</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p> | <p>基盤管理課 第二庁舎 4 階 ☎ 06-6858-2894</p> |

MEMO

11. その他の問い合わせ窓口

専門相談について

| 手続き詳細 | 手続き可能な人 |
|---|---|
| 弁護士相談（相続全般）、税理士相談（相続税など）、司法書士相談（相続登記など）、行政書士相談（遺産分割協議書の作成など）など各種専門相談を実施しています。 ※事前予約制・相談料無料 | 豊中市にお住まいの方 |
| | 問い合わせ先 |
| | 広報戦略課 広聴係 第二庁舎 1階 101番窓口 ☎ 06-6858-2034 |

ご遺族のこころの相談について

| 手続き詳細 | 問い合わせ先 |
|--|---|
| 精神保健福祉士、保健師が電話や面談などで相談に応じています。大切な人を亡くして“こころ”や“からだ”に不調が生じたときはご相談ください。豊中市以外にお住まいの場合は、住所地の保健所または保健センターへご相談ください。 | 医療支援課 精神保健係 豊中市保健所 ☎ 06-6152-7315 |

納骨について

| 手続き詳細 | 必要なもの |
|--|---------------------------|
| 遺骨を納骨（分骨）する場合は、火葬証明書（火葬した火葬場などで発行）が必要です。 その他の必要書類は、事前に当該墓地にご確認ください。 | 火葬証明書 |
| | 問い合わせ先 |
| | 豊中市立火葬場 ☎ 06-6871-4500 |

空き家について

| 手続き詳細 | 問い合わせ先 |
|---|---|
| 相続により空き家を所有・管理することになる親族の方からの空き家に関する相談を受け付けています。 | 建築安全課 第二庁舎 5階 ☎ 06-6858-2429 |

問い合わせ先が不明な場合

| 手続き詳細 | 問い合わせ先 |
|--|--|
| 下記開設日時に、電話にてお問い合わせください。 月～金：8時～21時 土曜・日曜・祝日・年末年始：9～17時 | 豊中市総合コールセンター ☎ 06-6858-5050 |

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

| 項目 | 期 日 | 備 考 |
|-----------------|-------|---|
| 死亡退職届の提出 | すみやかに | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要がある場合があります。 |
| 身分証明書（社員証など）の返却 | | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。 |
| 国民健康保険などへの加入 | | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、退職金などの請求 | | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。 |
| 埋葬料の請求 | 2年以内 | 協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5年以内 | <p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、世帯全員の住民票の写し、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 豊中年金事務所 ☎ 06-6848-6831</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p> |

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|---------------------------|-------------------------------|---|
| 事業廃止届出書 | すみやかに | 税務署に提出します。 豊能税務署 ☎ 072-751-2441 |
| 個人事業の 開業・廃業など届出書 | 1か月以内 | |
| 給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書 | | |
| 所得税の青色申告の 取りやめ届出書 | 青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで | |

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

| 該当事項 | <input checked="" type="checkbox"/> | 主な手続き | 問い合わせ先 |
|---------------|-------------------------------------|------------------------------------|--|
| 運転免許証 | <input type="checkbox"/> | 返納手続き | 大阪府豊中警警察署 ☎ 06-6849-1234 大阪府豊中南警察署 ☎ 06-6334-1234 |
| 恩給を受給していた | <input type="checkbox"/> | 総務省恩給相談室へ お問い合わせください。 | 総務省 政策統括官 (恩給相談専用電話) ☎ 03-5273-1400 |
| 預貯金口座など | <input type="checkbox"/> | 口座凍結解除の手続き | 各金融機関 |
| 生命保険など | <input type="checkbox"/> | 死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など | 加入していた生命保険会社 または代理店 |
| 損害保険など | <input type="checkbox"/> | 名義変更、解約など | 加入していた損害保険会社 または代理店 |
| 軽自動車(3・4輪) | <input type="checkbox"/> | 名義変更、廃車の届出など | 軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1841 |
| 排気量125cc超のバイク | <input type="checkbox"/> | 名義変更、廃車の届出など | 大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058 |
| 府税 | <input type="checkbox"/> | 自動車税の手続きなど | 豊能府税事務所 ☎ 072-752-4111 |
| 国税 | <input type="checkbox"/> | 相続税の手続き 所得税・消費税申告など | 所轄の税務署 豊能税務署 ☎ 072-751-2441 |
| 不動産登記 | <input type="checkbox"/> | 土地・家屋などの所有 権移転(相続)登記など (予約制) | 大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342 |

相続に関する手続きチェックリスト (2023年6月1日現在)

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
相続について
委任状

| <input checked="" type="checkbox"/> | 項目 | 期日 | 備考 |
|-------------------------------------|--------------------|-------|--|
| <input type="checkbox"/> | 相続人の調査・確定 | すみやかに | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書の探索 | | 自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書の検認 | | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続財産の調査 | | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺産分割協議 (協議書の作成) | | 共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続放棄・限定承認 | 3か月以内 | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 |

| <input checked="" type="checkbox"/> | 項 目 | 期 日 | 備 考 |
|-------------------------------------|-----------|---------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 所得税の準確定申告 | 4か月以内 | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続税の申告・納付 | 10か月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 |
| <input type="checkbox"/> | 遺留分侵害額請求 | 相続の開始あるいは知った時から1年以内 | 配偶者や子どもなど一定の法定相続人には遺言の内容にかかわらず最低限の遺産を受け取ることができる権利「遺留分」があります。 相続人が相続し得るべき遺留分が他者に侵害されているときに実行できるのが「遺留分侵害額請求」です。「遺留分」を請求することで遺産を受け取ることができます。 |

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

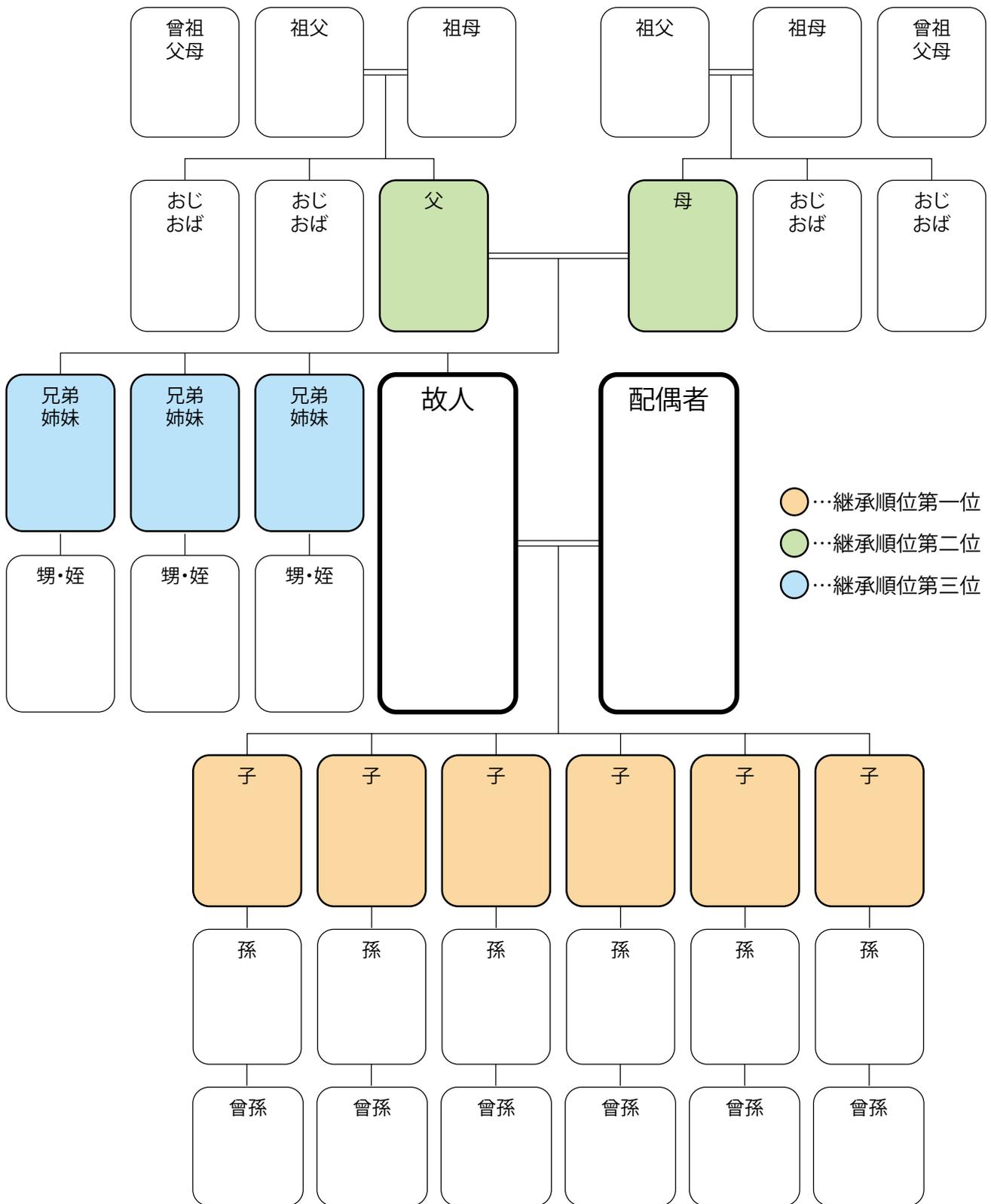
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。(P.49 参照)

故人の財産について

| | | | | |
|-----------|--------|---------|--------|----|
| 不動産 | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 預貯金 | 金融機関名 | 支店名 | 金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他の資産 | 名称 | 内容 | 保管場所など | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 借入金・ローン | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 個人年金・企業年金 | 名称 | 番号・記号など | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

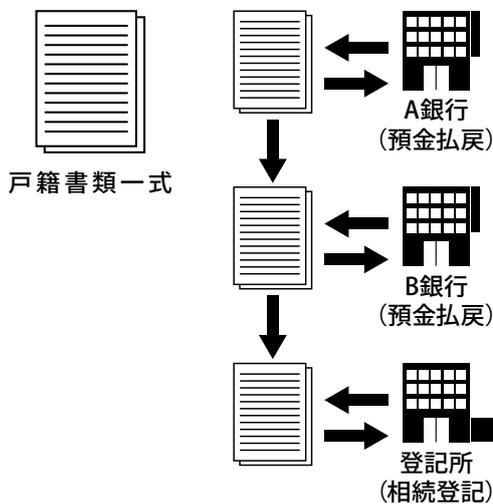
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

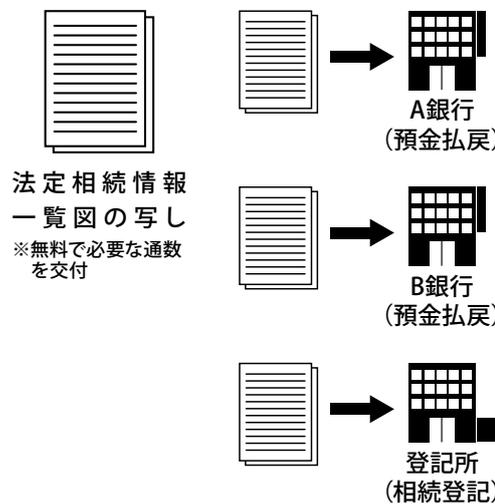
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

年 月 日

(あて先) 豊中市長

| | | |
|-----------------|-------------|--|
| 代理人 (窓口に来る方) | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | |
| | 電話番号 | |
| | 委任者との 関係 | |

※代理人の方は本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

| | | |
|----------------------------|------|--|
| 委任人 (代理人に手続き を依頼する方) | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | |
| | 電話番号 | |

【委任事項】(該当箇所にチェックを入れてください)

_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 戸籍証明書・戸籍附票の交付請求及び受領の権限
- 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- 住民異動届の届出に関する権限
- 年金の死亡に関する手続きの権限(※市役所でのお手続きのみ。年金事務所には別様式)
- 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の還付ならびに医療保険、介護保険、福祉医療等の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限
- 未納の市税等の納付に関する権限
- _____に関する権限

(注意事項)

- ・委任状は、委任者(頼む人)がすべて記入してください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入されている場合は受付できません。
- ・ご不明な点は事前にお問い合わせください。

市役所施設案内

豊中市役所

豊中市中桜塚3丁目1番1号



中部保健センター・保健所

豊中市岡上の町2丁目1番15号・
中桜塚4丁目11番1号



庄内出張所

豊中市庄内幸町4丁目29番1号
庄内コラボセンター3階



新千里出張所

豊中市新千里東町1丁目2番2号
千里文化センターコラボ2階



上下水道局

豊中市北桜塚4丁目11番18号



豊中市伊丹市クリーンランド

豊中市原田西町2番1号



SAKURA 不動産に
ご所有の不動産のお悩みはお任せください。
様々なご提案をさせていただきます。

売買・仲介

無料査定

地元密着

相続不動産でお困りな方はお気軽にお問い合わせください。

地元密着だからこそその強みで
細かなフォローをお約束します。



SAKURA
不動産

1950年創業
大阪府豊中市名神口3-6-1
大阪府知事(1)第63998号

☎06-6333-0055

FAX: 06-6332-5556
営業時間(定休日): 9:00~17:00(水曜日)
<http://www.sakurai-toyonaka.com>
E-mail info@sakurai-toyonaka.com

SAKURA 不動産 豊中 | 検索



この冊子をご覧頂いてお問合せ頂いた方に限り仲介手数料10%OFF

大切なお品物、お買取りいたします。

価値が不明なお品物もご相談ください。
心からご納得いただけるよう、丁寧に拝見いたします。

買取実績
800万点
以上!

訪問着
付け下げ
大島紬など
証紙付き



参考買取価格 ¥81,000

着物



切手



古銭



骨董品



食器



お酒



ジュエリー



その他、時計・ブランド品・金/貴金属・楽器・カメラ・レトロ玩具など、幅広くご対応いたします。

査定無料

出張無料



買取福ちゃん ☎0120-292-919

受付時間9:00~20:00 年中無休 ※年末年始は除く

出張買取限定 買取価格30%UP

FUKU CHAN

運営会社:株式会社REGATE 〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本3丁目10-6 緑橋REGATEビル

※記載している買取価格は過去の買取実績を元にした参考買取価格で、買取価格を保証するものではありません。

古物商許可証 大阪府公安委員会許可 第621060140991号



司法書士法人

トータルサポート

相続の専門家（司法書士・税理士・弁護士）による
無料相談実施中！

相続相談
税金対策
遺言作成
家族信託
不動産売却



正当な理由がなく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科せられることがあります。

司法書士法人 **トータルサポート**

〒564-0028 大阪府吹田市昭和町1番1号アイワステーションビル2F TEL:0120-13-7838

メール: info@legal-ts.com ホームページ: takenaka-souzoku.com



↑
ホームページ

永代供養付 カード式納骨堂
い け だ り ゅ う し ょ う ご び ょ う
寿命寺 池田龍聖御廟



納骨堂

- 個別参拝ブース
- 宗旨・宗派不問
- 安心の永代供養
- 供花・お線香不要

ICカード式自動参拝システム



1階ロビーでお待ち合わせ 参拝ブースでカードを差込 受付画面が表示 当家のお厨子を自動で搬送

パーソナルタイプ (2名様まで)

納骨堂 永代供養料 **65** 万円

ファミリータイプ (3名様以上)

納骨堂 永代供養料 **85** 万円

※年間維持費 12,000 円

合祀墓

長きに渡り万霊（多くの御霊）を見守り続けておられる薬師如来坐像の下にて永代に渡ってご供養いたします。

1 霊 **10** 万円
(管理費不要)



位牌堂

様々な事情で、お位牌をご自宅で祀ることができなくなった方。寿命寺のお位牌堂にてお祀りしご供養いたします。

先祖代々 8 霊位のお祀り

20 万円～
(管理費不要)
(繰り出し位牌作成費込)



お問い合わせ・ご見学・ご相談はこちら

い け だ り ゅ う し ょ う ご び ょ う
池田龍聖御廟

寿命寺 第三十世 住職 岡村 卓生

〒563-0059 大阪府池田市西本町 2-20

☎072-737-8013

開館時間 10:00 ~ 17:00

休館日 第4水曜日



もっと詳しく知りたい方はこちらをご覧ください

寿命寺

🔍 検索

募集数：300 区画
経営許可番号：池環墓第 30-3 号

阪急宝塚線「池田」駅から徒歩約 5 分



初回のご相談は無料です！

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

土地、家の名義変更

相続手続き全般

銀行預金の相続手続き

相続放棄

戸籍収集

会社の登記手続き



全国対応しています。出張相談の対応も可能です。

令和6年4月から相続登記が義務化されます。

提携税理士による相続税相談、提携弁護士による紛争解決も可能です。

司法書士業務全般のご相談は当事務所へ！

司法書士 鈴木 隆宏

鈴木司法書士事務所



大阪府豊中市上新田一丁目 24 番
千里中央パークヒルズM106号

千里中央駅より徒歩15分
(事前にご連絡いただければお迎えにあがります。)

☎ 06-6155-7831

営業時間：月～金 9:00～19:00 ※土、日、祝は事前の電話予約にて対応可能です

FAX：06-6155-7832 URL：<https://suzuki-sihou.com/>

広告

相続税申告

遺産整理手続

遺言書作成

相続・終活に不安を感じていらっしゃる皆様へ

専門家がお悩みを解決します

初回相談無料
※要予約

まずはお気軽にお電話ください



税理士法人
FP 総合研究所

豊中事務所

〒560-0021 豊中市本町1丁目11番1号 豊中本町ビルディング3階

☎06-6335-7125 担当:小西 受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)



広告

遺品整理・生前整理は
私達がお手伝い致します!



お気軽に
ご相談
ください!

- ★明朗会計
- ★女性スタッフ在籍
- ★追加料金なし
- ★お見積無料
- ★コンプライアンスの徹底

遺品整理・生前整理から不用品回収・不用品買取まで!

0120-621-210

ライブネクスト株式会社
吹田市豊津町2-1 第1中田ビル2階

<https://www.livenext.co.jp>



◆古物商許可番号 大阪府公安委員会許可 第62203R044059号
◆産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第02700229385号

広告

不動産の売買

空き家のご相談・管理

相続のご相談

相続した不動産のご相談 地元不動産業者の当社へお任せください。

お早目の整理をご検討されている場合、
弊社にて直接買取いたします。

相談無料

まずはお気軽にご連絡ください!



ダイアロー株式会社 YAMADA 不動産豊中店

☎06-6398-7588 FAX 06-6398-7589

大阪府知事(1)第61504号

〒561-0831

豊中市庄内東町2丁目7番10号1階

営業時間: 10:00~19:00(毎週水曜日定休)

🌐 <https://www.dyearrow-baikyaku.com/>

✉ toyonaka@yamada-realestate.co.jp



ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方
におすすめ
です

- 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

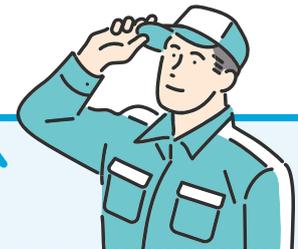
鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

相続のこと、 お困りではありませんか？

相続
手続



遺産の分け方で
話し合いが纏まらない

遺産がどれだけあるか
わからない

遺言書
作成



遺された家族が
争わないようにしたい

あの人に財産を
もらってほしい

＼ 相続のことなら何でもご相談ください！ /

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 06-6155-0077

受付
時間

9:30～17:00
(土日祝日を除く)

えびす法律事務所

大阪府豊中市新千里東町1-5-3
千里朝日阪急ビル12F

🌐 <https://www.ebisu-lawoffice.com/>





NEXT LIFE

遺品整理士、家財評価アドバイザーが
一貫管理致します。



新しい人生は、ここから始まる。
家財整理はネクストライフ

◀ こんなお困りごとはございませんか? ▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

お部屋全体を
磨き上げて欲しい

ハウスクリーニング

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り

最近、身体が
思うように
動かない

お片付け



新しい人生は、ここから始まる。
家財整理はネクストライフ



見積もり・ご相談
無料

株式会社 **ネクストライフ**

大阪府豊中市立花町3-11-27
古物商許可第622060184240号

☎ **0120-112-733**

営業時間：年中無休24時間対応
URL: nextlife-japan.net

ネクストライフ 豊中

検索



本誌ご覧の上ご依頼いただいた方、クーラー取り外し回収何台でも無料対応。
また、代金の合計10万円以上の場合、本冊子の提示で1万円引き。

窓口1つで、スムーズに解決！

相続税申告 不動産

戸籍収集 各種手続

相続税申告が必要かどうか
わからない

戸籍を集めたり
預金の解約手続
する時間がない

遺産分割協議書
の作成が、
ちょっと不安

不動産の登記や、
相続争いの場合
誰に相談？

はじめまして、税理士・行政書士の若狭浩子です。
生前の認知症対策から、相続税申告や手続などを
行っています。相続された不動産の登記や空き家の
売却、遺品の処分なども、幅広いネットワークで、
連携しています。



まず気軽に相談してみませんか？

TEL 06-6210-6370

【営業時間】 平日 9:00～17:00

※土・日・祝日は予約対応可

〒560-0024

大阪府豊中市末広町 2-1-4 末広ビル 303号



URL: <https://tax-wakasa.com>

E-mail: info@tax-wakasa.com

▲HPはこちら



若狭税理士・行政書士事務所

※冊子ご持参で、通常 30 分の無料相談が 2 時間まで無料になります。

相続税申告

は私たちに任せください



申告以外にも生前の
ご相談から遺言の執行
等の遺産整理業務まで
全部サポート

相続対策のご相談

相続税の簡易試算

遺言執行

各種申請

相続税申告、他

相続税がかかるのか?
判定無料!

その他のご相談も、
初回無料!

WEBオンライン
相談にも対応可

お気軽にお電話ください



アンサー税理士法人



☎ 06-6857-6857



住所：大阪府豊中市本町2丁目1-21-201

営業時間：9:00～17:00

定休日：土日祝

E-MAIL：kosono-genichi@tkcnf.or.jp



税理士 小園元一

本誌ご持参で、相続税ざっくり試算 無料
また、ご相談2回目も初回に引き続き無料

発行 豊中市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年11月

豊中市くらしの手続きガイド

【URL】 <https://ttzk.graffer.jp/city-toyonaka/death>

※最大37問の質問に答えるだけで、必要となる手続きをご案内します。



QRコード